

公募公告

下記のとおり公告に付する。

記

1. 公募に関する件名

横浜税関本関庁舎公開におけるカスタム君グッズの販売を行う者に対する本関庁舎内販売場所の使用許可

2. 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 使用許可申請書の提出期限までに、財務省大臣官房会計課長によるカスタム君グッズの制作及び販売に関する国有財産使用許可を得ている者であること。
- (2) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 国税及び地方税を完納していること。
- (4) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること。
- (5) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (6) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (10) 暴力団又は暴力団員及び(6)から(9)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
- (11) 仕様書に掲げる条件を満たす者であること。
- (12) 下記3の公募説明を受けない者は、公募に参加できないものとする。
- (13) 本公告に示した公募に参加する者に必要な資格のない者の申請書は無効とする。

3. 公募説明を行う場所及び説明申込み

- (1) 開 催 日 時 令和8年2月18日（水）11時00分から
- (2) 開 催 場 所 横浜市中区海岸通1-1 横浜税関本関庁舎 第2会議室（4階）
- (3) 説 明 事 項 国有財産使用許可申請及び仕様書に関する事項
- (4) 説 明 申 込 み 公募説明を希望する者は令和8年2月17日（火）17時までに下記担当者連絡先に説明申込みを行うこと。

【担当者連絡先】

〒231-8401 神奈川県横浜市中区海岸通1-1
横浜税関総務部会計課国有財産係 中島・原（本関庁舎4階）
電話番号 045-212-6037 メールアドレス yok-kokuyu@customs.go.jp

4. 使用許可申請書の提出期限

令和8年2月24日（月）17時00分まで

以上、公告する。

横浜税関長 内野 洋次郎